

鳥取県告示第 748 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 10 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市河内字大山葵 1325 から 1328 まで、1329 の 1、1329 の 6 から 1329 の 13 まで、1329 の 16、1329 の 18 から 1329 の 22 まで、1329 の 25、1330、1331、1331 の 1、1333・1334（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、字大山葵シャリ谷奥 1332、字間賀谷 1458 の 28、1458 の 30 から 1458 の 33 まで、1458 の 36、1458 の 37

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市河内字道免 1312、1314、字小山葵 1323 の 1、1323 の 2、字大山葵 1324

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）